

## 米原市すぱ一く米原、米原市米原野球場および米原市息郷体育館指定管理者業務仕様書

本仕様書は、米原市すぱ一く米原、米原市米原野球場および米原市息郷体育館（以下「指定管理施設」という。）の管理運営業務を指定管理者が行うに当たり、米原市（以下「市」という。）が指定管理者に要求する管理運営の業務内容およびその基準等を定めるものである。

### I 指定管理施設の管理運営に関する基本的事項

#### 1 管理運営の基本的考え方

指定管理者制度は、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度であり、指定管理者は、自らの責任と判断によって、施設の適正な管理運営を行い、住民サービスの向上を図る必要がある。

指定管理者は指定管理施設の適正な管理運営のため、当該施設に関連する法令および条例等を遵守するとともに、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 指定管理施設の設置目的に則した管理運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを常に念頭に置き、利用者への公平なサービスに努め、特定の団体等に有利または不利になる運営を行わないこと。
- (3) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、効率的かつ効果的な管理運営を行い、適正な収入の確保と経費の縮減に努めること。
- (4) 指定管理施設の利用促進や効用を高めるため、利用者の意見や要望を管理運営業務に反映すること。
- (5) 個人情報の保護を徹底すること。
- (6) 利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること。
- (7) 災害時、緊急時等に備えた危機管理を徹底すること。
- (8) 市と密接に連携を図りながら管理運営を行うとともに、市の施策に対し積極的に協力するよう努めること。

#### 2 関係法令の遵守等

指定管理者は、指定管理施設の管理運営を行う上で、次に掲げるものをはじめ、関係する法令等を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

- (2) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (4) 米原市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年米原市条例第 56 号）
- (5) 米原市体育施設条例（平成 17 年米原市条例第 178 号。以下「体育施設条例」という。）  
および同施行規則（平成 17 年米原市教育委員会規則第 32 号）
- (6) 米原市情報公開条例（平成 17 年米原市条例第 4 号）
- (7) 米原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年米原市条例第 2 号）
- (8) その他管理運営に関する法令等

### 3 管理運営を行うに当たっての留意事項

指定管理者は、指定管理施設の管理運営を行うに当たり、次の事項に留意するものとする。

#### (1) 事故の予防および緊急時の対応

ア 指定管理者は、施設内での事故の予防策や発生時の対処、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画（安全マニュアル等）を作成し、事故の未然防止に万全を期すとともに、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

イ 災害等により、市が指定管理施設を避難場所として使用する場合は、その指示に従うとともに、協力すること。

#### (2) 帳簿等の管理

指定管理者は、管理運営業務を行うに当たり作成し、または取得した文書等は、米原市文書取扱規程（平成 17 年米原市訓令第 6 号）に照らし、適正に管理を行い 5 年間保存すること。

#### (3) 環境への取組

市では米原市環境基本条例（平成 18 年米原市条例第 44 号）を施行し、米原市気候非常事態宣言（令和 5 年 3 月 28 日）を行うなど、温室効果ガスの排出抑制に務めるなどの環境改善活動に取り組んでいるため、指定管理者は、このことに配慮した施設管理を行うとともに、自らが行う事業活動において、省エネルギーや省資源等に可能な限り取り組み、規制を受ける環境関係法令等を確実に遵守し、環境負荷の低減に努めること。

## II 利用時間および休場日

### 1 利用時間および休場日

(1) 利用時間

【米原市すぱーく米原】 午前8時30分から午後9時30分まで

【米原市米原野球場】 午前8時30分から日没時まで

【米原市息郷体育館】 午前8時30分から午後9時30分まで

(2) 休場日

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日

ウ 12月28日から翌年の1月4日までの日

(3) 利用時間および休場日の変更

ア 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市の承認を受けて、利用時間および休場日を変更することができる。

イ 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市の承認を受けて、臨時に休場し、または休場日に指定管理施設を利用させることができる。

### Ⅲ 管理運営業務の区域

指定管理者が行う管理運営業務の区域は、別紙1における区域とする。

### Ⅳ 指定管理者が行う業務の範囲

1 指定管理施設の業務の実施に関する業務

指定管理者は、住民の心身の健全な発達と文化、体育、スポーツの普及および振興を図ることを目的とする各種事業または集会に必要な施設を提供するものとする。

2 指定管理施設の利用に関する業務

指定管理者は、施設の利用許可権限を有することになることから、許可に際しては、利用内容が公共施設の目的に沿ったものであることを確認するとともに、平等な利用を図らなければならない。また、指定管理者への苦情、要望等で重要なものは、速やかに報告するものとする。

(1) 指定管理施設の施設利用計画の管理、調整

(2) 指定管理施設の利用申請書の受理、許可書の発行

(3) 米原市公共施設予約システム（予約管理）に関する業務

(4) 米原市番場多目的広場、米原地域の学校体育施設（米原小学校運動場・体育館、河南

小学校運動場・体育館、米原中学校運動場・体育館・柔剣道場、河南中学校運動場・体育館・柔剣道場)の利用申請書の受理

- (5) 指定管理施設の利用料金の徴収
- (6) 指定管理施設の利用者との事前打合せ
- (7) 指定管理施設ならびに米原市番場多目的広場の鍵の受渡しおよび返却確認
- (8) 指定管理施設および米原市番場多目的広場の利用者への使用上の注意説明と準備、後片付けの説明
- (9) 指定管理施設の利用実績の記録
- (10) 指定管理施設の利用促進および稼働率を高めるための業務
- (11) 指定管理施設の負傷者、急病人の対応
- (12) 年少者、高齢者、障がい者等への配慮
- (13) スポーツレクリエーションの指導
- (14) その他緊急時の対応

### 3 指定管理施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設保守管理業務
- (2) 保守点検業務
- (3) 建築物環境衛生管理業務
- (4) 備品管理業務
- (5) 植栽管理業務
- (6) 清掃業務
- (7) 保安警備業務
- (8) 駐車場管理業務
- (9) その他必要な業務

### 4 その他指定管理施設の管理運営に必要な業務

- (1) 業務計画書等の作成に関する業務
- (2) 業務報告書等の作成に関する業務
- (3) 業務評価の実施に関する業務
- (4) 当該施設にボランティアとして関わる各種団体との緊密な連携  
例：総合型地域スポーツクラブ、米原市スポーツ協会、米原市スポーツ少年団等

- (5) 備品台帳の整備と所在の確認
- (6) 施設設備の大規模な修繕および改修についての提案
- (7) 市への各種報告書類、その他必要な統計基礎資料の作成
- (8) 災害等緊急時の対応および関係機関との連携体制の構築
- (9) 当該施設に関する近隣住民との良好な関係の保持
- (10) その他必要な業務

## V 指定管理施設の利用に関する業務基準

### 1 利用許可に関する業務

#### (1) 利用許可

指定管理施設の施設等を利用する場合は、指定管理者の利用許可が必要となる。このため、指定管理者は、施設等利用許可申請書の受付および許可手続を行うものとする。利用許可申請に係る手続は、米原市公共施設予約システムを利用する方法によることができる。

#### (2) 施設等の利用許可の制限等に関する事項

ア 指定管理者は、体育施設条例第5条第2項に該当すると認めるとき、または管理運営上必要と認めるときは、利用許可について利用の制限その他必要な条件を付することができる。

イ 指定管理者は、体育施設条例第6条各号のいずれかに該当すると認めるとき、または管理運営上やむを得ない理由があるときは、利用許可をしないものとする。

ウ 指定管理者は、体育施設条例第11条各号のいずれかに該当すると認めるとき、または管理運営上やむを得ない理由があるときは、利用許可を取消し、または利用を制限し、もしくは停止することができる。

エ 指定管理者は、利用許可の制限に関する基準をあらかじめ定めるものとする。また、利用許可の制限に当たっては、利用者に対して不当な取扱いをしてはならない。

#### (3) 利用料金の設定、減額および免除に関する事項

ア 指定管理者は、体育施設条例第17条第3項に規定する額の範囲内において、あらかじめ市の承認を受けて利用料金を設定するものとする。

イ 指定管理者は、体育施設条例第17条第5項の規定に基づき、利用料金の減額または免除（以下「減免」という。）をしようとするときは、あらかじめ市の承認を受けて減免の基準や手続について定めるものとする。

## 2 利用料金の収受に関する業務

### (1) 利用料金の収受

ア 指定管理者は、指定管理施設の利用料金を自己の収入として収受する。

イ 利用料金は、前納を原則とするが、指定管理者が必要と認めるときは、指定管理者が定める納期限で納付をさせることができる。

ウ 収受した利用料金は、還付しないものとするが、体育施設条例第9条各号のいずれかに該当するときは還付することができる。

### (2) 利用の受付、許可

ア 施設等の利用の申込受付は、原則として先着順とし、利用許可に当たっては、公平な利用を確保すること。

イ 利用申請等の書類は、指定管理者において作成すること。

ウ 米原市番場多目的広場および米原地域の学校体育施設における、利用の受付を行うこと。ただし、使用許可と使用料の徴収については米原市教育委員会で行うため、当該業務関係書類を米原市教育委員会へ送付すること。

### (3) 利用の案内

ア 指定管理者は、施設内において利用者が円滑に利用できるよう利用案内に配慮すること。

イ 電話での問合せや施設見学などについては、適切な対応を行うこと。

ウ 施設等の利用について、利用者、周辺住民等から苦情等があった場合は、適切な対応を行うこと。また、その内容を市に報告すること。

### (4) 施設等の利用方法と注意事項の説明

指定管理者は、施設、付帯設備、備品等を利用者が安全かつ円滑に利用できるよう、利用方法および注意事項について十分な指導、説明および助言を行うものとする。

## 3 指定管理施設の利用促進および稼働率を高めるための業務

### (1) 利用促進の取組

米原地域のスポーツ施設の拠点として、工夫を凝らして、施設の利用促進および稼働率の向上に努めること。

### (2) 市が実施する施策・事業への協力

指定管理施設の利用促進を図るために、市が実施する施策や事業に協力すること。

## VI 指定管理施設の維持管理に関する業務基準

指定管理者は、指定管理施設の施設等の機能と環境を良好に維持し、サービスの提供が円滑に行われるように、施設等の日常点検、保守等の保守管理業務を行うものとする。なお、業務の詳細は、別紙2に定めるとおりとする。

### 1 施設保守管理業務

指定管理者は、指定管理施設を適切に運営するために、日常的に施設の点検を行い、施設等の不具合を発見した時は、速やかにその改善が図られるように対処するとともに、美観を維持すること。また、施設等を安全かつ安心して利用できるよう施設の保全に努めること。

### 2 保守点検業務

指定管理者は、付属設備等の安全の確保および適切な管理運営のために、次に掲げる保守点検等の必要な処置を講じること。

- (1) 付属設備の法定点検のほか、初期性能および機能の保持のための外観点検、機能点検、機器動作特性試験、整備業務等を行うこと。
- (2) 故障等が発生した場合や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかにその改善が図られるように適正に対処すること。

### 3 建築物環境衛生管理業務

- (1) 指定管理者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律20号）に基づき、空気環境や水質等に関する検査測定を行い、その結果を市に報告すること。
- (2) 検査測定結果が、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）に定める建築物環境衛生管理基準を満たさない場合は、指定管理者は、市と協議し、その改善に努めること。

### 4 備品管理業務

- (1) 指定管理者は、市の所有に属する備品等については、米原市物品管理規則（平成17年米原市規則第46号）および関係例規に基づき適正に管理すること。
- (2) 指定管理者が、指定期間中に購入した備品等については、指定管理者の所有に属するものとするが、事前に市と指定管理者が協議の上、双方が合意したものについては、指定管理者が購入した備品等を市の所有とし、指定管理者が管理する場合があるものとする。

る。

- (3) 指定期間中に管理運営経費により購入した備品等については、米原市物品管理規則の管理の原則および分類に準じて、独自に備品台帳を備え、その購入に係る備品等を整理するとともに、購入および廃棄等の移動については、事前に市と協議の上承認を得ること。

## 5 植栽管理業務

指定管理者は、指定管理施設の植栽樹木および芝生等の維持管理に当たっては、美観または衛生を良好に保つため、施肥、薬剤散布、除草、灌水、剪定等の必要な処置を講じること。

## 6 清掃業務

指定管理者は、指定管理施設の施設等について、良好な環境衛生、美観の維持を心掛け、公共施設として快適な空間を保つために、必要な清掃業務を実施すること。

## 7 保安警備業務

指定管理者は、指定管理施設の防犯、防火および防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保した保安警備業務を実施すること。

## 8 駐車場管理業務

指定管理者は、駐車場について、良好な環境衛生、美観の維持を心掛け、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

# Ⅶ 指定管理施設の管理運営に関する業務基準

## 1 組織体制および人員配置等

- (1) 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人員配置を行うものとし、総括責任者を含め2人以上配置すること。
- (2) 総括責任者を1人配置すること。
- (3) その他、指定管理施設の管理運営に必要な知識および技能を有する者を配置すること。
- (4) 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものにする。

- (5) 職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

## 2 業務計画書等の作成

- (1) 指定管理者は、毎年度、翌年度の指定管理施設の管理運営等に係る業務計画書を作成し、市に提出すること。なお、提出時期は、毎年度2月を基本とし、別途指示する。
- (2) 指定管理者は、市が指定管理施設の管理運営に係る予算を措置するために必要とする資料を作成すること。なお、具体的な資料の内容、提出時期(例年10月頃)については、別途指示する。

## 3 業務報告書等の作成

### (1) 業務報告書の提出

指定管理者は、日々の記録を保存し、翌月10日までに月報を作成するほか、年度終了後30日以内に業務報告書を市に提出しなければならない。なお、月報および業務報告書の主な内容は、次のとおりとする。

ア 指定管理施設の管理運営業務の実施状況、利用状況等

イ 指定管理施設の管理運営に係る経費の収支状況等

### (2) 即時報告

指定管理者は、管理運営業務を実施するに当たり、人身事故等重大な事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに市に報告しなければならない。

### (3) モニタリング(事業評価等)

指定管理者は、利用者アンケート等によりセルフモニタリングを行い、利用者等の意見や要望を把握し、管理運営業務に反映させるよう努めるものとする。また、業務報告書および参考資料と併せて指定管理者評価シート(自己評価)を市に提出しなければならない。

## **VII その他指定管理施設の管理運営に必要な業務基準**

### 1 個人情報の保護と情報公開

- (1) 業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律の規定により適正な取扱いをしなければならない。
- (2) 市民が利用される公共施設の管理であることを認識し、米原市情報公開条例の規定により、その管理運営について透明性を高めるよう努めるものとする。

## 2 危機管理等

(1) 自然災害、人為災害、事故または自らが原因者もしくは発生源になった場合等のあらゆる緊急事態、非常事態および不測の事態には、遅滞なく適切な措置（次に示すような事項をいう。）を講じた上、市をはじめ関係機関に通報しなければならない。

ア 火災、事故等の緊急時における利用者に対する避難誘導および関係機関への通報を行うこと。

イ 停電時における施設の復旧を遅滞なく行うこと。

ウ その他利用者に対する対応に万全を期すること。

(2) 予防対策

ア 危機管理体制を築くとともに、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこと。

イ 消防署から指摘があった場合は、直ちに改善すること。

## 3 賠償責任と保険への加入

(1) 指定管理施設の管理運営を行うに当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、国家賠償法（昭和22年法律125号）第2条の規定により当該施設の設置者である市が賠償責任を負う。ただし、市が負ったその賠償については、指定管理者に対して求償権を行使する。

(2) 指定管理者は、募集要項および本仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に参加するものとする（清掃、保守点検管理、修繕、施設賠償責任保険等必要な保険加入を含む。）。

(3) 建物に対する火災保険については、市が加入する。

## 4 業務の再委託の禁止

指定管理者は、清掃や設備の保守点検等のような個別の具体的業務を市と協議の上、第三者に委託することは差し支えないが、施設の管理運営業務の全てを第三者に委託することはできない。

## 5 指定管理者に対する監督・監査

(1) 市は、指定管理者が管理する施設の適正な運営に期するため、指定管理者に対して、

当該業務内容または経理状況に関し報告を求め、実施について調査し、または必要な指示をすることができる。

- (2) 市は、指定管理者が市の指示に従わないとき、または当該指定管理者による管理運営を継続することが適当ではないと認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。
- (3) 市または監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運営業務に係る出納関連の事務について監査を行うことができる。

## 6 自主事業の実施について

指定管理者は、体育施設条例や協定書、仕様書等で定められた業務以外において、利用促進やサービスの向上のために自ら企画した事業（以下「自主事業」という。）を行うことができる。

自主事業の実施は、指定管理者が施設の使用許可あるいは目的外使用許可を受け、当該指定管理者ではなく一団体として行う行為となるため、実施については、事前に市が承認を行うことが必要であり、業務の実施に影響を与えない範囲で実施するものとする。

## 7 管理運営に要する経費

- (1) 指定管理者が施設の管理運営を行うために要する経費は、指定管理者が負担を負うものとし、市からの指定管理料のほか利用料金等による収入を充てる。ただし、指定管理料は提案された金額を基に、市と指定管理者との間で協議の上、別途締結する年度協定書で定めるものとする。
- (2) 施設の管理運営を行うために要する経費には、事務費、管理費、光熱水費、使用料、負担金、運営費等（人件費を除く。）の経費を含むものとし、事故、自然災害等の特別な場合を除き、原則として増額しないものとする。

なお、LED 化や空調更新等の大規模改修により、維持管理経費の圧縮が見込めるものの、実績がなく予算執行の予測が困難な経費については、市と指定管理者の協議の上で、精算するものとする。

- (3) 修繕料は、指定管理料に別途一定額を加えるものとし、市が定めた額の範囲で運営するものとする。ただし、実績が下回った場合はその差額を返納し、上回る事が予想される場合は、事前に市と協議したものについては追加するものとして、指定管理料を精算するものとする。また、市が定めた額を超える大規模な修繕については、市が行うも

のとする。

- (4) 施設の管理運営を行うために要する指定管理料の額は、金 77,930,000 円（5 年分、消費税および地方消費税を含む。）の範囲内とする。なお、その詳細は別紙 3、3-1 のとおりとする。

## 8 リスクの分担

市と指定管理者とのリスクの分担は、別紙 4 のとおりとする。

## 9 協定の締結

市と指定管理者は、指定管理施設を適正に管理運営するために必要な事項について基本協定を締結するものとする。さらに、年度ごとに別途年度協定を締結するものとする。

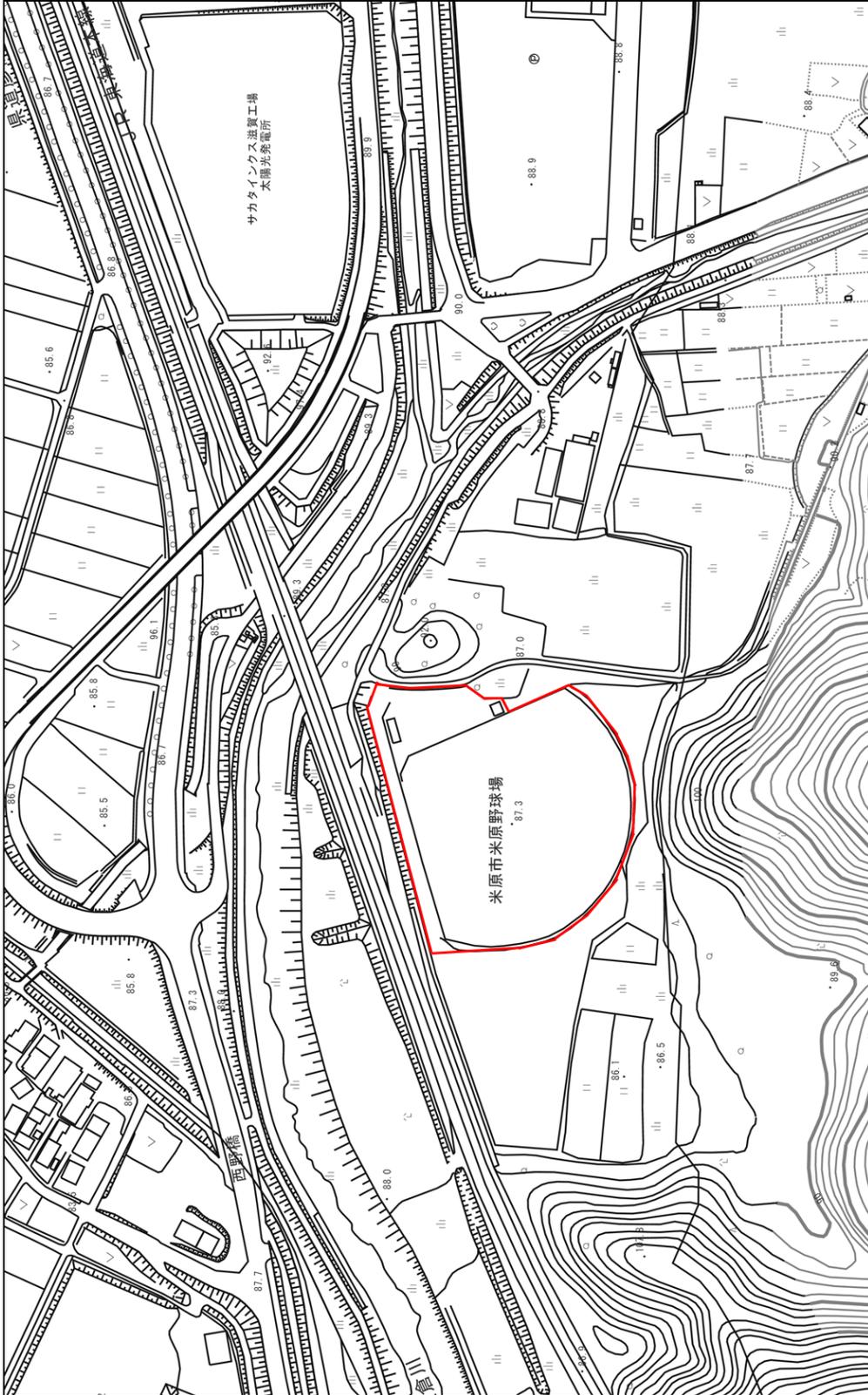
## 10 協議

指定管理者は、本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務内容および処理について疑義が生じた場合は、市と協議の上、決定するものとする。

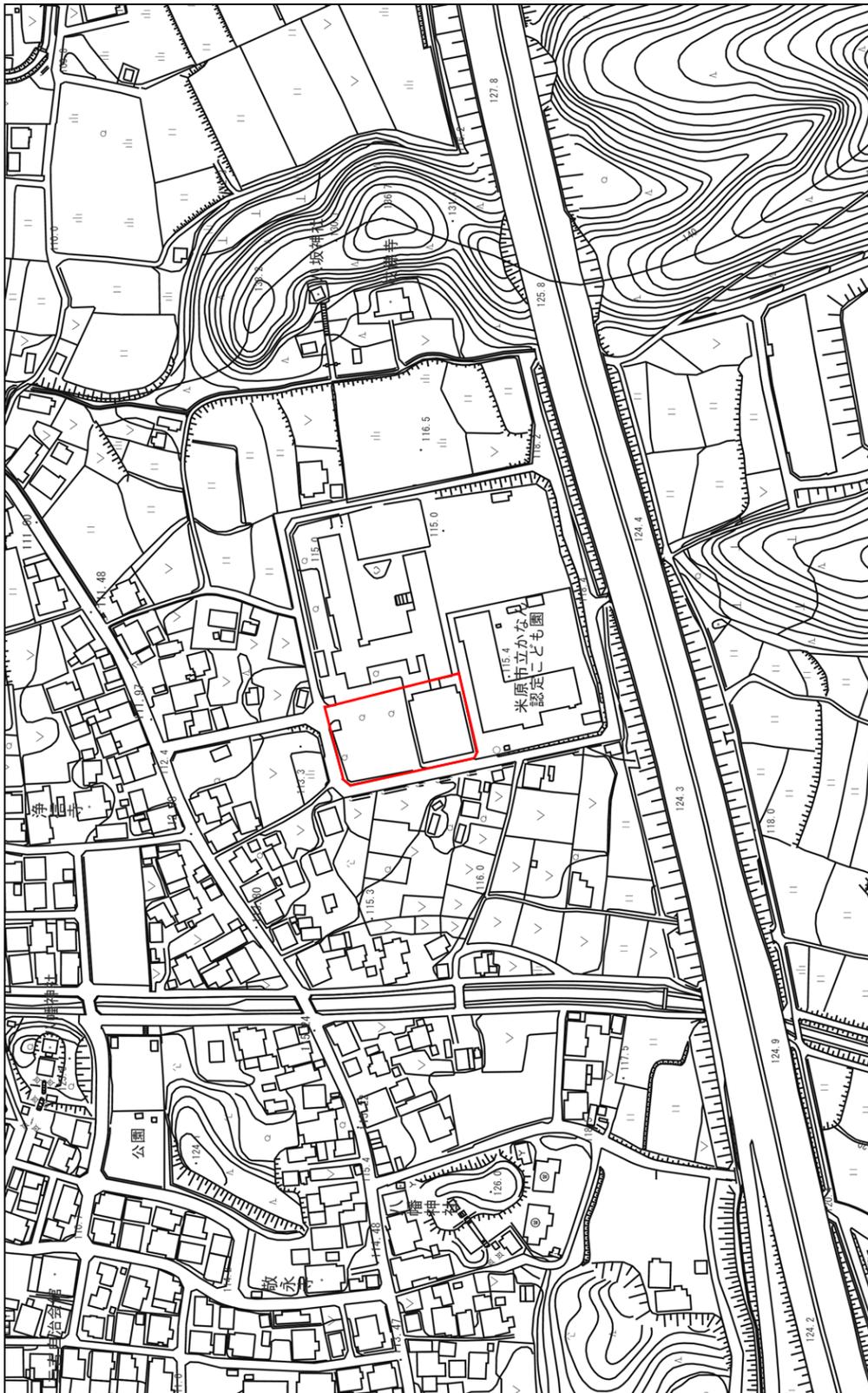
米原市すば一く米原管理運営業務区域



米原市米原野球場管理運営業務区域



米原市息郷体育館管理運営業務区域



## 別紙2

指定管理施設の維持管理に関する業務基準表

業務名	対象設備 対象業務	数量	法定	管理の内容、規格等	実施基準
消防設備保守点検 業務	自動火災報知設備	1式	○	機器点検、総合点検、点検報告書作成	年2回
	消火器	1式	○		
	消火栓設備	1式	○		
	誘導灯	1式	○		
清掃業務	施設床 施設ガラス トイレ など	1式		清掃は、週3回実施 花壇の手入れ	週3回 随時
植栽管理	剪定・除草・清掃等	1式		敷地内の樹木の剪定 敷地内の除草・清掃	年1回 随時
屋外設備保守管理	駐車場、外構等	1式		施設外の日常的な清掃、外構修理等	随時
備品貸出管理業務	スポーツ用具 パネルの貸出	1式		ニュースポーツ用具やパネルの貸出業務	随時

## 米原市すば一く米原管理運営費内訳表

施設名	米原市すば一く米原	
指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	5年間
指定管理料基準額	67,445千円（消費税および地方消費税を含む。）	

内訳

単位：千円

区分	項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収入	指定管理料	13,489	13,489	13,489	13,489	13,489	
	利用料金	1,434	1,434	1,434	1,434	1,434	
	雑入	13	13	13	13	13	
	収入合計(a)	14,936	14,936	14,936	14,936	14,936	
支出	管理費	人件費	11,667	11,667	11,667	11,667	11,667
		事務費	103	103	103	103	103
		役務費	419	419	419	419	419
		光熱水費	1,031	1,031	1,031	1,031	1,031
		委託料	549	549	549	549	549
		公課費	1,167	1,167	1,167	1,167	1,167
		管理費合計①	14,936	14,936	14,936	14,936	14,936
運営費							
	運営費合計②	0	0	0	0	0	
	支出合計①+②=(b)	14,936	14,936	14,936	14,936	14,936	
	収支差(a)-(b)	0	0	0	0	0	

修繕料については、100千円／年度を別途指定管理料に計上し、各年度終了時に精算を行います。このため、上記内訳には、修繕料を計上しておりません。

## 管理運営費明細表(単年度分)

施設名		米原市すばく米原		
内訳				単位:千円
区分	項目	内訳		金額
収入	指定管理料			13,489
	利用料金			1,434
	雑入			13
		収入合計(a)		14,936
区分	項目	細目	内訳	金額
管理費	管理費	人件費	職員給与、社会保険料、通勤費	11,667
		事務費	消耗品費	103
		役務費	手数料、通信運搬費、保険料	419
		光熱水費	電気使用料、上下水道使用料、燃料代	1,031
		委託料	施設管理委託、警備委託等	549
		公課費	消費税	1,167
			管理費合計①	14,936
	運営費	運営費		
				運営費合計②
	支出合計①+②=(b)			14,936

## 米原市米原野球場管理運営費内訳表

施設名	米原市米原野球場	
指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	5年間
指定管理料基準額	5,885千円（消費税および地方消費税を含む。）	

内訳

単位：千円

区分	項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収入	指定管理料	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177	
	利用料金	304	304	304	304	304	
		収入合計(a)	1,481	1,481	1,481	1,481	1,481
支出	管理費	人件費	944	944	944	944	944
		事務費	27	27	27	27	27
		役務費	7	7	7	7	7
		光熱水費	100	100	100	100	100
		使用料および賃借料	309	309	309	309	309
		公課費	94	94	94	94	94
		管理費合計①	1,481	1,481	1,481	1,481	1,481
	運営費						
		運営費合計②	0	0	0	0	0
	支出合計①+②=(b)	1,481	1,481	1,481	1,481	1,481	
	収支差(a)-(b)	0	0	0	0	0	

修繕料については、100千円／年度を別途指定管理料に計上し、各年度終了時に精算を行います。このため、上記内訳には、修繕料を計上しておりません。

## 管理運営費明細表(単年度分)

施設名	米原市米原野球場
-----	----------

内訳

単位:千円

区分	項目	内訳	金額	
収入	指定管理料		1,177	
	利用料金		304	
		収入合計(a)		1,481
区分	項目	細目	内訳	金額
管理費	管理費	人件費	職員給与、社会保険料	944
		事務費	消耗品費	27
		役務費	手数料、通信運搬費	7
		光熱水費	電気使用料、上下水道使用料、燃料代	100
		使用料および賃借料	リース代	309
		公課費	消費税	94
			管理費合計①	1,481
運営費	運営費			
			支出合計①+②=(b)	1,481

## 米原市息郷体育館管理運営費内訳表

施設名	米原市息郷体育館	
指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	5年間
指定管理料基準額	4,600千円（消費税および地方消費税を含む。）	

内訳

単位：千円

区分	項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収入	指定管理料	920	920	920	920	920	
	利用料金	192	192	192	192	192	
		収入合計(a)	1,112	1,112	1,112	1,112	1,112
支出	管理費	人件費	944	944	944	944	944
		事務費	30	30	30	30	30
		役務費	2	2	2	2	2
		光熱水費	42	42	42	42	42
		公課費	94	94	94	94	94
		管理費合計①	1,112	1,112	1,112	1,112	1,112
	運営費						
			運営費合計②	0	0	0	0
	支出合計①+②=(b)	1,112	1,112	1,112	1,112	1,112	
	収支差(a)-(b)	0	0	0	0	0	

修繕料については、100千円／年度を別途指定管理料に計上し、各年度終了時に精算を行います。このため、上記内訳には、修繕料を計上しておりません。

## 管理運営費明細表(単年度分)

施設名		米原市息郷体育館		
内訳				単位:千円
区分	項目	内訳		金額
収入	指定管理料			920
	利用料金			192
		収入合計(a)		1,112
区分	項目	細目	内訳	金額
管理費	管理費	人件費	職員給与、社会保険料	944
		事務費	消耗品費	30
		役務費	手数料、通信運搬費	2
		光熱水費	燃料代	42
		公課費	消費税	94
			管理費合計①	1,112
	運営費	運営費		
				運営費合計②
	支出合計①+②=(b)			1,112

## 別紙 4

## リスクの分担表

リスクの種類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
物価・金利の変動	物価変動・金利変動による経費の増加	協議事項	
賃金の変動	賃金水準の大幅な変動に伴う人件費の増加	○	
需要の変動	利用者の減少や需要見込みの誤りその他の事由による収入の減少		○
法令の変更	管理業務に直接関係する法令の新設や変更によるもの	協議事項	
税制度の変更	指定管理者制度に影響を及ぼす税制変更（消費税等）	○	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更（法人税等）		○
行政的理由による事業の変更	行政的理由から、業務の全部もしくは一部を中止した場合または業務内容を変更した場合	○	
施設・設備・備品の損傷および修繕	経年劣化によるもの（大規模なもの） ※基本協定書に定められた一定額を超えるもの	○	
	経年劣化によるもの（上記以外のもの） ※基本協定書に定められた一定額以下のもの		○
	管理上の瑕疵による損傷等		○
	施設の構造上の瑕疵による損傷等	○	
施設の臨時休館等	施設、設備等の不備や施設改修による施設の一部停止または臨時休館	○	
	管理上の瑕疵または修繕・保守点検等による施設の一部停止または臨時休館		○
事業の中止	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄・破綻		○
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
業務の不履行	指定管理者による基本協定書および仕様書等の内容の不履行		○
施設等にかかる火災保険への加入		○	
利用者にかかる損害賠償責任保険への加入			○
周辺地域、住民、利用者への対応	施設周辺地域との協調、管理運営業務内容に対する住民、利用者からの苦情、要望への対応		○
関係書類の誤り	募集要項等市が作成した書類に関するもの	○	
	申請書等指定管理者が作成した書類に関するもの		○
指定の議案の否決	指定管理者の指定の議案が否決された場合の対応	○	
不可抗力	不可抗力（天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更その他甲および乙の責めに帰すことのできない事由をいう。）による履行不能	協議事項	
事業終了時の原状回復	指定管理期間の終了または期間途中における指定取消しの場合の原状回復等の費用		○